

(第一類 第十六号)

第一百六十三回国会  
議院運営委員会議録 第十号

平成十七年十月二十五日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 鈴木 恒夫君

理事 竹本 直一君

理事 梶山 弘志君

理事 中川 正春君

理事 遠藤 乙彦君

理事 あかも 二郎君

理事 大前 繁雄君

理事 清水 鴻一郎君

理事 中山 泰秀君

理事 若宮 健嗣君

理事 津村 啓介君

理事 高木 美智代君

副議長 河野 洋平君

副議長 横路 孝弘君

副議長 駒崎 義弘君

事務総長 日森 文尋君

補欠選任 谷田 恵二君

補欠選任 佐々木 憲昭君

補欠選任 桑田 恵二君

委員の異動

十月二十四日

○川崎委員長 これまで、国家公務員等任命につき同意を求めるの件についてであります。国家公務員倫理審査会会長、検査官、総合科学技術会議議員、情報公開・個人情報保護審査会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、中央社会保険医療協議会委員、労働保険審査会委員、社会保険審査会委員、公害健康被害補償不服審査会委員に、お手元の印刷物にあります諸君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

○川崎委員長 これより会議を開きます。

○川崎委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

○川崎委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

○川崎委員長 次に、本日付託になりました鈴木恒夫君外七名提出の国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び中川正春君外四名提出の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○川崎委員長 提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

○川崎委員長 山本有二君

○川崎委員長 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案(中川正春君外四名提出、衆法第二〇号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律案(鈴木恒夫君外七名提出、衆法第二〇号)

は本委員会に付託された。

○山本(有)議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告の給与構造改革による俸給と調整手当、地域手当の配分の見直し等に伴い、内閣総理大臣、国務大臣、大臣政務官等の給与改定が行われるに当たって、これら特別職について設けられている平成二十一年三月までの現給保障措置、すなわち、平成十七年度から引き続きその職にある者については従前の俸給額を支給する措置は、国會議員には適用せず、総理などの特別職公務員に先んじて、平成十八年四月から、議長、副議長及び議員の歳費の額を直ちに特別職と同率の一・七%減額する等の措置を講ずるものであります。

これに関連して、「議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。」と書いてある国会法第三十五条は、事務次官など一般職の最高の俸給を受ける者は俸給のほかに調整手当、新年度からは地域手当が支給され、これを加えれば議員の歳費月額を上回るため、より実態を踏まえた形で国会法第三十五条をあわせて改正を踏まえた形で国会法第三十五条をあわせて改正するものであります。

なお、本法律案が、議員の歳費が特別職の俸給に連動する歳費法第一条の形式を改め、歳費月額を明示する形式に変更した理由は、なお厳しい国民経済や財政状況にかんがみ、国會議員の置かれ

た立場に思いをいたし、今後仮に人事院勧告によ

り公務員給与の増額改定がなされる場合でも、議員費は直ちに連動して簡単には増額することはないようすべきとの立法者の決意をあわせ示したものであると御理解いただきたいと存じます。

以上が、本法律案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申します。

○川崎委員長 寺田学君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○寺田(学)議員 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

そもそも現行歳費法の第一条では、「各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額を、副議長は國務大臣の俸給月額に相当する金額を、議員は大臣政務官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。」こととされており、民主党としては、原則的にこれを尊重します。

他方、平成十八年度以降は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与構造改革が予定されており、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、公務員の俸給と地域手当の配分の適正化が行われるところであります。

したがつて、今国会で議論されている公務員の給与法改正を尊重すれば、議院の議長、副議長及び議員は、人勧に基づく給与構造改革によって適正化された後の、すなわち、地域手当を含まない内閣総理大臣、国務大臣、大臣政務官の俸給に相当する金額の歳費を、国會議員の歳費法の本則にのつとつ受けるべきであります。部分的とはいえ、俸給とは明確に区別された地域手当を含んだ形で、議員等の歳費の金額を決めるべきではないと考えております。

そこで、本法律案の提案理由及び内容についてですが、昨今の厳しい社会経済情勢を踏まえ、国會議員の歳費について、民主党としては、従前行っていた「一割カット」の継続を主張してきたところですが、本法律案は、人事院勧告に基づく給与構造改革に先立ち、平成十八年三月三十一日までの暫定措置として歳費を減額しようとするものであります。

以上が、提案の趣旨及びその内容です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。  
○川崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。これより質疑に入るのがありますが、質疑の申し出がありません。

これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、議員歳費法改正の与党案及び民主党案について討論します。

○川崎委員長 これは大臣政務官の俸給月額に相当する金額で特別職の給与が実質一・七%減額されたことに伴い、これに準じて議員の歳費も、現行から実質一・七%減額した額を歳費法に規定しようとするものであり、それ自体は妥当なものだと考えます。

民主党案は、この三年間実施された歳費一割削減措置を継続して実施しようというものです。そもそも歳費一割削減は、二〇〇二年に当時の自公保の三与党が、構造改革の推進のために国民と痛みを分かち合う必要があるなどとして提案されたものであります。

我が党は、当時も今も、国民と痛みを分かち合うとか議員みずからが身を削つてといった論理には同意できませんが、小泉構造改革路線のもとで相次ぐ国民負担増と社会保障削減に苦しむ国民感情にかんがみて、賛成します。

この際、一言述べておきたい。

議員歳費は、憲法四十九条「議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受けれる。」との規定を受け、国会法第三十五条で、議員は一般職国家公務員の最高の給与額より少くない歳費を受けるものとする定めたものです。

このもとで、議員歳費法第一条は、一九五八年以來、議長は内閣総理大臣の俸給相当額、副議長

今回、国家公務員の給与構造が大幅に変えられるもとで、四十数年ぶりに法律上に具体的な歳費額を明記することになります。

こうした改正に当たっては、歳費がどうあるべきか、議院運営委員会で十分議論を詰めるべきだと思います。議論を尽くさないまま、採決で決着させるやり方については、再考を求めておきたいと考えます。

○川崎委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず、中川正春君外四名提出の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

○川崎委員長 これまで議論は終局いたしました。これより採決に入ります。

○川崎委員長 これまで議論は終局いたしました。これより可決すべきものと決定いたしました。

○川崎委員長 これまで議論は終局いたしました。お諮りいたします。

○川崎委員長 御異議なしと認めます。

○川崎委員長 これまで議論は終局いたしました。委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○川崎委員長 御異議なしと認めます。

○川崎委員長 これまで議論は終局いたしました。そのように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川崎委員長 次に、ただいま議決いたしました兩法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

○川崎委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に  
関する法律の一部改正の件、国会職員の育児休業  
等に関する規程の一部改正の件についてであります  
が、順次事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する  
法律の一部を改正する法律案外二件につきまして御  
説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の  
一部改正の件ですが、これは、人事院勧告に基づく  
政府職員の給与改定の例に準じ、国会議員の秘書の  
本年度及び来年度以降の給料月額を改定し、本年  
十二月期及び来年度以降の勤勉手当の支給率を改  
正するとともに、所要の経過措置等を定めるもので  
あります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部  
改正の件ですが、これは、政府職員に準じ、国会職  
員の昇給時期が年一回となることに伴い、所要の整  
理を行うものであります。

次に、国会職員の給与等に関する規程の一部改  
正の件ですが、これは、政府職員に準じ、平成十七  
年度について、国会職員の給料月額及び扶養手当並  
びに期末手当等の改定を行ふとともに、平成十八年度  
から給与構造の抜本的な改革を行ふものであります。  
よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改  
正する法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改  
正する法律案

規程案

〔本号末尾に掲載〕

○川崎委員長 それでは、まず、国会議員の秘書  
の給与等に関する法律の一部改正の件につきまして  
は、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを  
委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

〔賛成者挙手〕

○川崎委員長 挙手多数。よつて、そのように決  
定いたしました。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一  
部改正の件につきましては、お手元に配付の案を  
委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律  
案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

次に、国会職員の給与等に関する規程の一部改  
正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり  
決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の  
挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○川崎委員長 挙手多数。よつて、そのように決  
定いたしました。

○川崎委員長 次に、たゞいま本委員会提出とす  
るに決定いたしました両法律案は、本日の本会議  
において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川崎委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決定いたしました。

次に、日程第三ないし第五につき、実川総務委  
員長の報告がございます。三件を一括して採決いたしま  
して、共産党及び社民党が反対でございま  
す。

次に、動議により、ただいま御決定いたしました  
運営委員長の報告及び趣旨弁明がございます。採  
決は四回になります。一回目は中川正春君外四名  
提出の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する  
法律の一部改正案で、委員長報告は否決であります  
ので、原案について採決いたします。自民党、  
公明党及び国民が反対でございます。二回目は鈴  
木恒夫君外七名提出の国会法及び国會議員の歳  
費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案  
で、民主党及び社民党が反対でございます。三回  
目は議院運営委員長提出の国會議員の秘書の給与  
等に関する法律の一部改正案で、社民党が反対で  
ございます。四回目は議院運営委員長提出の国会  
職員の育児休業等に関する法律の一部改正案で、  
全会一致であります。

二、(反対 共産)  
検査官

近藤 健文君  
伏屋 和彦君

三、(反対 共産)  
総合科学技術会議議員

岸本 忠三君  
石原 邦夫君  
菅原 明子君  
高崎ゆかり君

日本放送協会経営委員会委員

根本 真君

社会保険審査会委員

沼田 輝夫君  
庄山 悅彦君  
白井 国男君  
松本 省藏君

四、(反対 共産、社民)  
総合科学技術会議議員

電波監理審議会委員

井口 武雄君  
羽鳥 光俊君  
多賀谷 一照君

五、(反対 社民)  
労働保険審査会委員

高橋 澤君  
原山 優子君  
村上 裕章君

社会保険審査会委員

議事日程 第八号  
第一 平成十七年十月二十五日  
午後一時開議  
第二 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万  
国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の  
締結について承認を求めるの件(参議院  
送付)

公害健康被害補償不服審査会委員

中央更生保護審査会委員

日本放送協会経営委員会委員

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸  
借対照表及び損益計算書

第三 日本放送協会平成十四年度財産目録、貸  
借対照表及び損益計算書

第五 日本放送協会平成十五年度財産目録、貸  
借対照表及び損益計算書

次に、日程第一及び第二につき、原田外務委員  
長の報告がございます。両件を一括して採決いた  
しまして、全会一致であります。

〔本号末尾に掲載〕

平成十七年十月二十五日

○川崎委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鉛、午後一時から開会いたします。

○川崎委員長 次に、次回の本会議及び委員会は、追つて公報をもつてお知らせいたします。本日は、これにて散会いたします。

## 午後零時十四分散会

改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

平成十七年八月の人事院勧告に係る給与構造改革による俸給と調整手当・地域手当の配分の見直し等に伴い内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の給与改定が行われるに当たって、国會議員には、特別職について設けられている平成二十一年の度までの現給保障措置を適用せず、これに先立つて、平成十八年四月から、議長、副議長及び議員の歳費の額を直ちに一・七パーセント減額する等の措置を講じようとするものである。これが、この法律案を提出する理由である。

## 国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

## 国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

## 国会法及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

## (国会法の一部改正)

第一条 国会法昭和二十二年法律第七十九号(の一部を次のように改正する。)

第三十五条中「給料額より少くない」を「給与額(地域手当等の手当を除く。)より少くない」に改める。

(国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第二条 国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

国議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条 各議院の議長は二百十八万二千円を、副議長は百五十九万三千円を、議員は百三十万千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

第一条を次のように改める。  
附則に次の一項を加える。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条中國議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則に一項を加える改正規定は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十八年三月三十一日までの間、削減措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 国議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国議員の秘書の給与等に関する法律の一  
部を改正する法律

第一条 国議員の秘書の給与等に関する法律(平成一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の六十一」に改め、同項第三号中「百分の四十二」を「百分の四十五」に改め、同項第四号中「百分の二十一」を「百分の二十二・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

第六号を「百分の二十二・五」に改め、同項第四号中「百分の二十一」を「百分の二十二・五」に改め。

別表第一(第三条関係)

第六号を「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第四号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一・七五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

第六号を「百分の七十二・五」に改め、同項第二号中「百分の六十一」を「百分の五十八」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「百分の四十三・五」に改め、同項第四号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一・七五」に改める。

別表第一(第三条関係)

第六号を「百分の七十二・五」に改め、同項第二号中「百分の六十一」を「百分の五十八」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「百分の四十三・五」に改め、同項第四号中「百分の二十二・五」を「百分の二十一・七五」に改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給 料 月 額	級	号給	給 料 月 額
一	一	四四九、〇〇〇円	一	一	三九〇、二〇〇円
二	一	四六〇、五〇〇円	二	一	三九九、四〇〇円
三	一	四七二、〇〇〇円	三	一	四〇八、七〇〇円
四	一	三六七、一〇〇円	四	一	四一八、〇〇〇円
五	一	三四九、九〇〇円	五	一	四二四、一二〇〇円

級	号給	給 料 月 額	級	号給	給 料 月 額
一	一	四二四、六〇〇円	一	一	二七五、六〇〇円
二	一	四三五、四〇〇円	二	一	二八六、〇〇〇円
三	一	四四六、二〇〇円	三	一	三三六、一〇〇円
四	一	四五七、〇〇〇円	四	一	三五九、六〇〇円
五	一	四六七、八〇〇円	五	一	三五四、五〇〇円
六	一	四七八、六〇〇円	六	一	三四二、九〇〇円
七	一	四八九、四〇〇円	七	一	二八六、〇〇〇円
八	一	四九六、六〇〇円	八	一	二七五、六〇〇円
九	一	五〇三、八〇〇円	九	一	二七五、六〇〇円
十	一	五五二、八〇〇円	十	一	二七五、六〇〇円
十一	一	五六五、三〇〇円	十一	一	二七五、六〇〇円
十二	一	五七三、七〇〇円	十二	一	二七五、六〇〇円
十三	一	五八二、一〇〇円	十三	一	二七五、六〇〇円

別表第一(第二条関係)

別表第二(第二条関係)



別表第一 特別給料表(第一条関係)

号 級	給 料 月 額
1	571,000
2	634,000
3	701,000
4	780,000
5	840,000
6	903,000
7	988,000
8	1,065,000
9	1,142,000
10	1,223,000
11	1,297,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

各議院事務局の事務長	一、五八六、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、五五二、〇〇〇円
国立国会図書館の館長	一、一六〇、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	一、一六〇、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	一、一四二、〇〇〇円
一号給	一、〇六五、〇〇〇円
二号給	九八八、〇〇〇円
三号給	一、一四二、〇〇〇円
四号給	一、一六〇、〇〇〇円
五号給	一、一六〇、〇〇〇円
六号給	一、一六〇、〇〇〇円
七号給	一、一六〇、〇〇〇円
八号給	一、一六〇、〇〇〇円
九号給	一、一六〇、〇〇〇円
十号給	一、一六〇、〇〇〇円
十一号給	一、一六〇、〇〇〇円
十二号給	一、一六〇、〇〇〇円
十三号給	一、一六〇、〇〇〇円
十四号給	一、一六〇、〇〇〇円
十五号給	一、一六〇、〇〇〇円
十六号給	一、一六〇、〇〇〇円
十七号給	一、一六〇、〇〇〇円
十八号給	一、一六〇、〇〇〇円
十九号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十一号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十二号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十三号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十四号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十五号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十六号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十七号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十八号給	一、一六〇、〇〇〇円
二十九号給	一、一六〇、〇〇〇円
三十号給	一、一六〇、〇〇〇円
三十一号給	一、一六〇、〇〇〇円
三十二号給	一、一六〇、〇〇〇円

別表第二 行政職給料表(第一条関係)

号 級	給 料 月 額	行政職給料表(一)										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600	462,700
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,400	283,900	305,800	341,200	378,700	433,000	483,000
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,300	355,000	390,900	443,000	493,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200	511,100
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100	527,200
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,800	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000	542,400
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,800	399,100	439,000	498,800	552,400
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600	562,400
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	521,200	570,200
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	530,200	580,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	531,300	581,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	538,300	588,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	535,200	585,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100	621,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700	625,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	512,200	579,200	639,200
17	192,400	239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,000	434,900	481,200	518,200	585,200	645,200
18	242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	465,300	512,200	550,200	607,200	664,200
19	244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	468,000	518,700	556,200	613,200	670,200
20	293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	473,200	500,200	547,200	584,200	641,200	698,200
21	295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	476,200	503,200	540,200	577,200	634,200	691,200
22	297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200	480,200	507,200	544,200	581,200	638,200	695,200
23	299,100	351,900	372,700	411,900	428,200	455,200	482,200	509,200	547,200	584,200	641,200	698,200
24	301,100	354,100	375,300	415,300	432,200	459,200	486,200	513,200	550,200	587,200	648,200	705,200
25	303,000	356,500	377,800	417,800	434,200	461,200	488,200	515,200	552,200	589,200	655,200	712,200
26	304,800	358,700	380,400	419,400	436,200	463,200	490,200	520,200	554,200	591,200	662,200	719,200
27	306,700	361,000	382,700	421,700	438,200	465,200	492,200	522,200	556,200	593,200	664,200	721,200
28	308,700	363,200	384,400	423,400	440,200	467,200	494,200	524,200	558,200	595,200	666,200	723,200
29	310,600	365,200	386,400	425,400	442,200	469,200	496,200	526,200	560,200	597,200	668,200	725,200
30	312,500	368,200	388,400	427,400	444,200	471,200	498,200	528,200	562,200	599,200	670,200	727,200
31	314,400	371,200	390,400	429,400	446,200	473,200	500,200	530,200	564,200	601,200	672,200	729,200
32	316,200	251,000	263,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600	498,600	545,600	592,600

備考 (一)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(三)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(四)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(五)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(六)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(七)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(八)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(九)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十一)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十二)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十三)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十四)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十五)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十六)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十七)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十八)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(十九)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十一)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十二)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十三)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十四)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十五)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十六)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十七)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十八)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(二十九)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(三十)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(三十一)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。ただし、第十五条に規定する国会職員を除くして、(三十二)この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用することとする。

口 行政職給料表 (二)

職員の区分	号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	給料月額
			円	円	円	円	円	円	円
1	1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800	294,000	326,700
2	2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000	294,500	327,000
3	3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300	295,600	328,600
4	4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300	315,000	347,300
5	5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300	325,400	357,300
6	6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500	323,100	358,500
7	7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900	336,700	378,300
8	8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000	341,400	389,000
9	9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900	347,300	389,000
10	10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400	361,600	402,100
11	11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	311,900	346,000	386,300
12	12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900	365,700	423,500
13	13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900	387,300	443,200
14	14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900	392,500	451,100
15	15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000	405,900	457,500
再任用職員以外の職員	16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900	401,700	443,800
17	17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500	409,200	447,500
18	18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800	422,400	487,600
19	19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700	426,000	491,900
20	20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200	429,600	496,200
再任用職員	21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600	419,000	444,900
22	22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700	433,100	483,300
23	23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900	448,700	487,600
24	24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	397,400	426,000	491,900
25	25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	398,200	429,600	496,200
26	26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	390,000	433,100	483,300
27	27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	392,200	436,500	487,600
28	28	225,900	269,200	301,300	317,700	349,300	394,200	438,800	489,100
29	29	227,800	270,700	303,100	319,900	351,200	396,200	441,100	491,900
30	30	229,800	272,300	305,000	322,100	353,200	398,200	443,500	496,200
再任用職員	31	231,700	273,900	306,800	324,100	355,200	399,200	447,100	499,100
32	32	233,300	275,600	307,100	325,200	356,200	400,200	448,500	500,500
33	33	277,100	324,100	355,200	384,200	414,200	448,200	498,500	504,800

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職員の区分	号 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
			円	円	円	円	円	円	円	円
1	1	—	183,800	225,500	262,700	294,000	326,700	348,200	376,600	402,100
2	2	148,000	170,200	190,800	233,900	272,500	304,500	337,000	368,600	413,000
3	3	153,800	176,800	198,000	243,100	282,600	315,000	347,300	386,500	423,500
4	4	159,700	183,800	205,000	252,700	292,200	325,400	357,300	395,200	433,200
5	5	166,000	189,600	212,600	262,300	301,600	335,700	367,000	406,500	442,300
6	6	170,600	194,900	230,400	271,900	311,000	346,000	376,600	402,100	442,300
7	7	174,000	200,000	228,300	281,500	320,200	356,000	386,300	413,000	451,100
8	8	176,800	205,100	235,600	291,000	329,200	365,700	397,300	423,500	463,800
9	9	179,500	210,000	241,900	300,100	337,900	375,100	406,500	436,400	474,700
10	10	180,900	214,100	247,900	309,300	346,500	384,300	412,500	442,300	483,300
11	11	217,000	253,500	318,200	354,800	393,400	418,000	451,100	483,300	514,100
12	12	219,000	257,800	326,800	362,100	401,700	423,000	457,500	487,600	514,100
13	13	220,800	264,800	342,800	372,300	409,200	432,000	462,400	492,000	514,100
14	14	222,500	268,000	349,400	376,700	412,400	436,400	466,200	496,200	514,100
15	15	224,200	270,300	354,700	380,000	415,500	440,800	479,000	514,100	544,900
16	16	272,600	358,900	383,300	419,000	444,900	483,300	514,100	544,900	574,700
17	17	275,000	362,200	386,500	422,400	452,400	482,000	514,100	544,900	574,700
18	18	277,200	365,200	389,600	426,000	456,000	486,200	514,100	544,900	574,700
19	19	279,100	368,200	392,700	429,600	462,000	496,200	514,100	544,900	574,700
20	20	280,900	371,200	395,700	433,100	460,000	496,200	514,100	544,900	574,700
21	21	328,900	392,700	413,900	433,100	460,000	496,200	514,100	544,900	574,700
22	22	322,700	398,600	418,900	441,100	468,000	500,500	528,200	558,900	588,900
23	23	326,400	401,600	421,900	444,900	471,800	504,800	532,700	562,600	592,600
24	24	329,400	405,900	426,000	448,200	476,200	508,900	536,700	566,500	596,500
25	25	332,200	413,100	434,200	455,200	482,200	512,200	542,200	572,200	602,200
26	26	335,700	417,200	438,200	459,200	485,200	516,200	546,200	576,200	606,200
27	27	338,200	421,400	441,400	462,400	488,400	520,400	550,400	580,400	610,400
28	28	341,200	425,700	444,700	465,700	491,700	523,700	553,700	583,700	613,700
29	29	344,200	429,200	448,200	470,200	498,200	526,200	556,200	586,200	616,200
30	30	347,200	432,700	451,700	473,700	500,700	533,700	563,700	593,700	623,700
31	31	350,200	436,200	455,200	476,200	503,200	536,200	566,200	596,200	626,200
32	32	353,200	440,200	458,200	479,200	506,200	539,200	571,200	601,200	631,200
33	33	356,200	444,200	461,200	482,200	510,200	542,200	574,200	604,200	634,200

備考 この表は、機器の運転操作その他の手務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職務の区分	号 級	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	230,300	257,100	285,500	309,900	336,100	362,100
2	156,400	197,900	238,100	266,200	295,300	319,800	346,100	372,300
3	164,000	205,900	246,800	275,200	305,200	329,900	356,300	383,500
4	171,500	214,000	255,800	284,300	315,100	339,900	366,500	393,700
5	178,700	221,300	264,900	293,400	325,200	350,000	376,500	403,300
6	187,800	228,700	273,800	303,000	335,100	360,100	386,300	412,500
7	197,700	236,200	282,800	311,900	345,100	370,100	396,100	422,300
8	205,000	244,100	291,900	320,800	355,100	379,800	405,600	432,900
9	212,400	252,300	301,000	330,200	364,900	389,600	415,700	441,200
10	219,500	260,500	309,300	339,500	374,500	399,100	425,800	451,500
11	226,200	268,800	318,000	348,600	384,200	409,100	435,900	462,700
12	233,200	277,100	327,000	357,600	393,700	418,900	445,200	472,500
13	240,900	285,200	336,400	366,400	403,400	428,300	453,900	480,700
14	247,800	293,300	345,000	375,300	412,700	436,600	462,500	489,200
15	255,600	301,500	353,800	384,800	421,600	444,600	470,500	501,400
16	263,500	310,000	362,600	394,500	429,700	451,800	476,900	504,100
17	271,300	318,300	371,500	401,800	437,400	457,400	483,100	510,700
18	278,900	326,600	381,000	408,700	444,000	462,000	487,100	517,400
19	286,000	334,500	390,700	414,600	449,200	466,200	490,800	521,200
20	293,000	341,900	398,000	420,400	453,800	469,600	494,500	529,100
21	299,800	349,300	404,900	424,700	457,400	472,800	498,300	525,700
22	306,400	357,000	410,700	428,300	460,700	476,400	501,900	532,300
23	313,100	364,600	416,400	431,600	463,800	480,100	510,500	539,100
24	319,500	372,000	419,900	434,700	467,200	483,600	516,200	546,700
25	325,700	379,100	423,000	437,700	470,800	487,400	523,300	554,200
26	332,100	385,900	425,900	440,600	474,200	491,100	520,500	561,900
27	338,400	391,700	428,900	443,600	474,200	491,100	520,500	561,900
28	344,800	397,400	431,900	443,800	474,200	491,100	520,500	561,900
29	350,800	400,900	443,800	443,800	474,200	491,100	520,500	561,900
30	356,200	403,900	443,700	443,700	474,200	491,100	520,500	561,900
31	360,800	406,800	446,800	446,800	474,200	491,100	520,500	561,900
32	365,200	409,800	449,800	449,800	474,200	491,100	520,500	561,900
33	369,700	412,800	452,800	452,800	474,200	491,100	520,500	561,900
34	372,200	415,600	455,600	455,600	474,200	491,100	520,500	561,900
35	374,800	418,300	458,300	458,300	474,200	491,100	520,500	561,900
36	377,300	379,900	460,900	460,900	474,200	491,100	520,500	561,900
37	382,400							
再任用職員		252,300	262,300	278,600	300,100	328,700	349,200	373,000

備考 この表は、議院警察に從事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第一條 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第一條第八項から第十一項までを次のように改める。

第六条第四号を次のように改める。

四 地域手当 第六条第十五項を次のよう改める。

十五 削除 第六条の八第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第七条中「調整手当」を「地域手当」に改め、同

条に次の一項を加える。

地域手当の支給について、政府職員の例に

より難いときは、前項の規定にかかわらず、

当該支給のために必要な事項は、政府職員との権衡を勘案して、両議院の議長が協議して

定める。

第七条の三第二項中「九級」を「七級」に改め、

同条第四項中「調整手当」を「地域手当」に改め、

同条第五項中「四級」を「三級」、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第七条の四第二項第一号中「調整手当」を「地域手当」に改め、

同条第五項中「百分の七十五」を「百分の七十一・五」に改め、同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改め、

第七条の五第三項中「百分の八十」を「百分の九十五」に改め、同条第五項中「百分の九十五」を「百分の九十一・五」に改め、

第七条の五第三項中「百分の八十」を「百分の九十五」に改め、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改め、

第七条の五第三項中「百分の八十」を「百分の九十五」に改め、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改め、

第七条の六第四項中「衛視特別手当」を削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十二条及び第十三条 削除 第十二条中「並びに衛視特別手当の額」を削る。

第十四条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十五条第一項中「三万七千八百円」を「三万五千三百円」に改める。

第一条第十一項を削る。

第一条の二中「第十二項」を「第十一項」に改め

第六条第四号を次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

名		給 料 月 額
号	給	給料月額
1		円 728,000
2		784,000
3		843,000
4		922,000
5		994,000
6		1,066,000
7		1,142,000
8		1,211,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他  
の職を占める国会職員で、両議院の議長が協  
議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

給 料 月 額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
134,000	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
135,100	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
136,200	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
137,300	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
138,400	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
139,500	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
140,600	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
141,700	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
142,800	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
144,100	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
145,400	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
146,700	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
148,000	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
149,500	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
151,000	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
152,500	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
153,800	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
155,300	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
156,800	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
158,300	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
159,700	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
162,300	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	578,200
164,900	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	579,400
167,500	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
170,200	170,200	228,300	268,500	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
171,900	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
173,600	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
175,300	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
176,300	176,300	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
178,600	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
180,400	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
182,200	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
183,800	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
185,300	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
186,800	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	438,000	474,600	537,200	
188,300	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

37	189, 600	248, 400	290, 600	337, 300	365, 100	394, 800	411, 600	476, 200	539, 000
38	190, 900	250, 000	292, 400	339, 300	366, 600	396, 000	412, 500	477, 000	539, 900
39	192, 200	251, 600	294, 000	341, 100	368, 100	397, 200	413, 400	477, 800	540, 800
40	193, 500	253, 200	296, 000	343, 300	369, 600	398, 400	414, 300	478, 600	541, 700
41	194, 900	254, 600	297, 900	345, 200	371, 100	399, 600	415, 100	479, 400	542, 600
42	196, 200	256, 000	299, 600	347, 100	372, 300	400, 800	415, 900	480, 200	543, 500
43	197, 500	257, 400	301, 300	349, 000	373, 500	402, 000	416, 700	481, 000	544, 400
44	198, 800	258, 800	303, 000	350, 900	374, 700	403, 200	417, 500	481, 800	545, 300
45	200, 000	260, 100	304, 700	352, 800	375, 700	404, 200	418, 300	482, 600	546, 200
46	201, 300	261, 500	306, 400	354, 400	376, 600	404, 900	419, 100	484, 300	547, 100
47	202, 600	262, 900	308, 100	356, 000	377, 500	405, 600	419, 900	485, 000	548, 000
48	203, 900	264, 300	309, 800	357, 600	378, 400	406, 300	420, 700	486, 700	548, 900
49	205, 100	265, 600	311, 300	359, 300	379, 400	407, 100	421, 300	488, 400	549, 800
50	206, 300	266, 900	312, 900	360, 500	380, 200	407, 800	422, 100	489, 200	550, 700
51	207, 500	268, 200	314, 500	361, 700	381, 000	408, 500	422, 900	490, 000	551, 600
52	208, 700	269, 500	316, 100	362, 900	381, 800	409, 200	423, 700	490, 800	552, 500
53	210, 000	270, 600	317, 800	363, 900	382, 700	410, 000	424, 300	491, 600	553, 400
54	211, 100	271, 900	319, 400	365, 000	383, 400	410, 700	425, 100	492, 300	554, 300
55	212, 200	273, 200	321, 000	366, 100	384, 100	411, 400	425, 900	493, 000	555, 200
56	213, 300	274, 500	322, 600	367, 200	384, 800	412, 100	426, 700	493, 700	556, 100
57	214, 400	275, 700	324, 100	368, 100	385, 500	412, 800	427, 300	494, 400	557, 000
58	215, 500	276, 800	325, 300	368, 800	386, 200	413, 500	428, 100	495, 100	558, 900
59	216, 600	277, 900	326, 500	369, 500	386, 900	414, 200	428, 900	495, 800	559, 800
60	217, 700	279, 000	327, 700	370, 200	387, 600	414, 900	429, 700	496, 600	560, 700
61	218, 800	280, 200	328, 800	370, 800	388, 100	415, 500	430, 300	497, 300	561, 600
62	219, 900	281, 200	329, 800	371, 500	388, 800	416, 200	430, 900	498, 000	562, 500
63	221, 000	282, 200	330, 800	372, 200	389, 500	416, 900	431, 600	498, 700	563, 400
64	222, 100	283, 200	331, 800	372, 900	390, 200	417, 600	432, 300	499, 400	564, 300
65	223, 000	284, 200	332, 700	373, 400	390, 700	418, 100	438, 000	500, 100	565, 200
66	224, 100	285, 100	333, 500	374, 100	391, 400	418, 800	438, 700	500, 800	566, 100
67	225, 200	286, 000	334, 300	374, 800	392, 100	419, 500	439, 400	501, 500	567, 000
68	226, 300	286, 900	335, 100	375, 500	392, 800	420, 200	439, 100	502, 200	567, 700
69	227, 300	287, 900	336, 000	376, 000	393, 300	420, 700	439, 800	502, 900	568, 400
70	228, 100	288, 700	336, 700	376, 700	394, 000	421, 400	440, 500	503, 600	569, 100
71	228, 900	289, 500	337, 400	377, 400	394, 700	422, 100	441, 200	504, 300	570, 800
72	229, 700	290, 300	338, 100	378, 100	395, 400	422, 800	442, 900	505, 000	571, 500
73	230, 500	291, 100	338, 600	378, 600	395, 900	423, 300	443, 600	505, 700	572, 200
74	231, 200	291, 600	339, 200	379, 300	396, 600	424, 000	444, 300	506, 400	573, 900
75	231, 900	292, 100	339, 800	380, 000	397, 300	424, 700	445, 000	507, 100	574, 600
76	232, 600	292, 600	340, 400	380, 700	398, 000	425, 400	445, 700	507, 800	575, 300

77	233, 400	293, 000	340, 800	381, 200	398, 500	425, 900
78	234, 200	293, 300	341, 300	381, 800	399, 200	426, 600
79	235, 000	293, 600	341, 600	382, 400	399, 900	427, 300
80	235, 800	294, 200	342, 300	383, 000	400, 600	428, 000
81	236, 500	294, 500	342, 800	383, 700	401, 100	428, 700
82	237, 200	294, 900	343, 300	384, 300	401, 800	429, 400
83	237, 900	295, 300	343, 800	384, 900	402, 500	430, 100
84	238, 600	295, 700	344, 300	385, 500	403, 200	430, 800
85	239, 400	296, 000	344, 800	386, 200	403, 700	431, 500
86	240, 100	296, 400	345, 300	386, 800	404, 400	432, 200
87	240, 800	296, 800	345, 800	387, 400	405, 100	432, 900
88	241, 500	297, 200	346, 300	388, 000	405, 800	433, 600
89	242, 300	297, 500	346, 700	388, 700	406, 500	434, 300
90	242, 800	297, 900	347, 200	389, 300	407, 200	435, 000
91	243, 300	298, 300	347, 700	389, 900	407, 800	435, 700
92	243, 800	298, 700	348, 200	390, 500	408, 500	436, 400
93	244, 100	298, 900	348, 500	391, 200	409, 200	437, 100
94	244, 600	299, 300	349, 000	391, 800	410, 500	437, 800
95	245, 100	299, 700	349, 500	392, 500	411, 200	438, 500
96	245, 600	300, 100	350, 000	393, 200	412, 500	439, 200
97	300, 300	350, 300	350, 800	351, 500	351, 300	351, 000
98	300, 700	350, 800	351, 300	351, 800	351, 800	352, 300
99	301, 100	351, 300	352, 000	352, 500	352, 500	353, 000
100	301, 500	351, 800	352, 800	353, 300	353, 300	354, 000
101	301, 700	352, 100	353, 000	353, 800	353, 800	354, 500
102	302, 100	352, 500	353, 400	354, 100	354, 100	354, 800
103	302, 500	352, 900	353, 800	354, 500	354, 500	355, 200
104	302, 900	353, 300	354, 200	355, 100	355, 100	355, 800
105	303, 100	353, 800	354, 600	355, 500	355, 500	356, 200
106	303, 500	354, 200	355, 000	355, 900	355, 900	356, 900
107	303, 900	354, 600	355, 400	356, 100	356, 100	357, 200
108	304, 300	355, 000	355, 800	356, 500	356, 500	357, 800
109	304, 500	355, 500	356, 200	357, 100	357, 100	358, 200
110	304, 900	355, 900	356, 600	357, 800	357, 800	358, 900
111	305, 300	356, 300	357, 400	358, 100	358, 100	359, 200
112	305, 700	356, 700	357, 800	358, 500	358, 500	359, 800
113	305, 900	357, 200	358, 600	359, 300	359, 300	360, 200
114	306, 300	357, 600	358, 800	359, 500	359, 500	360, 500
115	306, 700	358, 000	359, 400	360, 100	360, 100	361, 200
116	307, 10	358, 400	360, 800	361, 500	361, 500	362, 200

□ 行政職給料表(二)

職員の区分	号 級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
117		307,300					
118		307,600					
119		307,900					
120		308,200					
121		308,600					
122		308,900					
123		309,200					
124		309,500					
125		309,900					
■ ■ ■		186,800	214,600	239,000	279,400	285,000	321,100
							364,600
							399,000
							451,600
							534,200

117	307,300						
118	307,600						
119	307,900						
120	308,200						
121	308,600						
122	308,900						
123	309,200						
124	309,500						
125	309,900						
■ ■ ■	186,800	214,600	239,000	279,400	285,000	321,100	364,600
							399,000
							451,600
							534,200

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会議員に適用することとする。

備考(二) 2級の号給を受ける国会議員のうち、斯くてこの表の適用を受けることとされた国会議員で兩院院の議長を除いて定めるものの給料額は、この表の額にかかわらず、179,000円とする。

37	164, 200	219, 200	247, 600	289, 700	337, 600	77	208, 900	258, 000	291, 100	319, 600
38	165, 900	220, 500	249, 000	290, 700	338, 900	78	209, 600	258, 500	291, 700	320, 000
39	167, 600	221, 800	250, 400	291, 700	340, 200	79	210, 300	259, 000	292, 300	320, 400
40	169, 300	223, 100	251, 800	292, 700	341, 500	80	211, 000	259, 500	292, 900	320, 800
41	170, 900	224, 200	253, 000	293, 600	342, 700	81	211, 700	259, 900	293, 400	321, 300
42	172, 300	225, 400	254, 300	294, 600	343, 900	82	212, 400	260, 200	294, 000	321, 700
43	173, 700	226, 600	255, 600	295, 600	345, 100	83	213, 100	260, 500	294, 600	322, 100
44	175, 100	227, 800	256, 900	296, 600	346, 300	84	213, 800	260, 800	295, 200	322, 500
45	176, 600	229, 000	258, 000	297, 400	347, 400	85	214, 500	261, 200	295, 700	322, 900
46	178, 000	230, 200	259, 200	298, 300	348, 500	86	215, 200	261, 600	296, 300	323, 300
47	179, 400	231, 400	260, 400	299, 200	349, 600	87	215, 900	262, 000	296, 900	323, 700
48	180, 800	232, 600	261, 600	300, 100	350, 700	88	216, 600	262, 400	297, 500	324, 100
49	182, 100	233, 800	262, 900	301, 000	351, 900	89	217, 200	262, 600	297, 900	324, 400
50	183, 300	235, 000	264, 100	301, 900	352, 900	90	217, 800	263, 000	298, 400	324, 800
51	184, 500	236, 200	265, 300	302, 800	353, 900	91	218, 400	263, 400	298, 900	325, 200
52	185, 700	237, 400	266, 500	303, 700	354, 900	92	219, 000	263, 800	299, 400	325, 600
53	186, 800	238, 600	267, 600	304, 500	355, 900	93	219, 500	264, 200	299, 900	325, 900
54	187, 900	239, 600	268, 800	305, 300	356, 800	94	220, 000	264, 600	300, 400	326, 300
55	189, 000	240, 600	270, 000	306, 100	357, 700	95	220, 500	265, 000	300, 900	326, 700
56	190, 100	241, 600	271, 200	306, 900	358, 600	96	221, 000	265, 400	301, 400	327, 100
57	191, 200	242, 700	272, 200	307, 700	359, 500	97	221, 600	265, 600	301, 800	327, 400
58	192, 300	243, 700	273, 300	308, 500	360, 400	98	222, 100	265, 900	302, 300	327, 800
59	193, 400	244, 700	274, 400	309, 300	361, 300	99	222, 600	266, 200	302, 800	328, 200
60	194, 500	245, 700	275, 500	310, 100	362, 200	100	223, 100	266, 500	303, 300	328, 600
61	195, 600	246, 700	276, 600	310, 700	363, 100	101	223, 700	266, 900	303, 700	328, 900
62	196, 600	247, 600	277, 700	311, 400	364, 000	102	224, 300	267, 200	304, 100	
63	197, 600	248, 500	278, 800	312, 100	364, 900	103	224, 900	267, 500	304, 500	
64	198, 600	249, 400	279, 900	312, 800	365, 800	104	225, 500	267, 800	304, 900	
65	199, 400	250, 400	281, 000	313, 500	366, 500	105	225, 900	268, 100	305, 300	
66	200, 300	251, 200	281, 900	314, 100	367, 100	106	226, 400	268, 400	305, 700	
67	201, 200	252, 000	282, 800	314, 700	367, 700	107	226, 900	268, 700	306, 100	
68	202, 100	252, 800	283, 700	315, 300	368, 300	108	227, 400	269, 000	306, 500	
69	203, 000	253, 600	284, 600	316, 000	368, 800	109	227, 800	269, 300	306, 900	
70	203, 700	254, 200	285, 400	316, 500	369, 300	110	228, 300	269, 600	307, 300	
71	204, 400	254, 800	286, 200	317, 000	369, 800	111	228, 800	269, 900	307, 700	
72	205, 100	255, 400	287, 000	317, 500	370, 300	112	229, 300	270, 200	308, 100	
73	205, 900	255, 900	287, 900	317, 800	370, 600	113	229, 800	270, 500	308, 400	
74	206, 700	256, 400	288, 700	318, 300	371, 100	114	230, 300	270, 800	308, 800	
75	207, 500	256, 900	289, 500	318, 800	371, 500	115	230, 800	271, 200	309, 200	
76	208, 300	257, 400	290, 300	319, 300	372, 000	116	231, 300	271, 400	309, 600	

別表第四 速記職給料表（第一条関係）

職員 の区分 号 級	職務 の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
117	231,700	271,700	309,900				
118	232,100	272,000	310,300				
119	232,500	272,300	310,700				
120	232,900	272,600	311,100				
121	233,300	272,800	311,400				
122		273,100	311,800				
123		273,400	312,200				
124		273,700	312,600				
125		273,800	312,800				
126		274,100	313,200				
127		274,400	313,600				
128		274,700	314,000				
129		274,800	314,200				
130		275,100	314,600				
131		275,400	315,000				
132		275,700	315,400				
133		275,800	315,600				
134		276,100	316,000				
135		276,400	316,400				
136		276,700	316,600				
137		276,800	317,000				
		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	

備考 この表は、機器の運転操作その他の行為及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

職員 の区分 号 級	職務 の級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
21	183,800	220,400	262,900	329,500	357,200	380,400	
22	185,300	222,400	265,200	331,800	359,400	382,900	
23	186,800	224,400	267,500	334,100	361,600	385,400	
24	188,300	226,400	269,800	336,400	363,800	387,900	
25	189,600	228,300	272,100	338,600	365,900	390,200	
26	190,900	230,100	274,300	340,800	368,300	392,700	
27	192,200	231,900	276,500	343,000	370,700	395,200	
28	193,500	233,700	278,700	345,200	373,100	397,700	
29	194,900	235,600	280,700	347,400	375,600	400,000	
30	196,200	237,200	282,800	349,600	377,700	402,200	
31	197,500	238,800	284,900	351,800	379,800	404,400	
32	198,800	240,400	287,000	354,000	381,900	406,600	
33	200,000	241,900	289,000	356,000	383,900	408,600	
34	201,300	243,400	291,100	358,000	385,200	410,600	
35	202,600	244,900	293,200	360,000	386,500	412,600	
36	203,900	246,400	295,300	362,000	387,800	414,600	
37	205,100	247,900	297,400	364,000	389,000	416,400	
38	206,300	249,300	299,400	366,000	390,100	418,300	
39	207,500	250,700	301,400	368,000	391,200	420,200	
40	208,700	252,100	303,400	370,000	392,300	422,100	

41	210,000	253,500	305,500	371,900	333,200	423,900	85	281,600	362,400	405,200
42	211,000	254,600	307,500	373,700	334,300	425,200	86	282,000	363,400	406,200
43	212,000	255,700	309,500	375,500	335,400	426,500	87	282,400	363,600	406,200
44	213,000	256,800	311,500	377,300	336,500	427,800	88	282,800	364,200	
45	214,100	257,800	313,400	379,000	337,400	429,200	89	283,100	364,900	
46	214,800	258,800	315,400	379,800	338,300	430,500	90	283,400	365,500	
47	215,500	259,800	317,400	380,600	339,200	431,800	91	283,700	366,100	
48	216,200	260,800	319,400	381,400	400,100	433,100	92	284,000	366,700	
49	217,000	261,600	321,200	382,200	400,900	434,300	93	284,300	367,200	
50	217,500	262,400	323,100	382,800	401,800	435,600	94	284,600	367,700	
51	218,000	263,200	325,000	383,400	402,700	436,900	95	284,900	368,200	
52	218,500	264,000	326,900	384,000	403,600	438,200	96	285,200	368,700	
53	219,000	264,800	328,800	384,600	404,300	439,400	97	285,400	369,300	
54	219,500	265,600	330,700	385,200	405,100	440,300	98	285,800	369,900	
55	220,000	266,400	332,600	385,800	405,900	441,200	99	286,200	370,500	
56	220,500	267,200	334,500	386,400	406,700	442,100	100	286,600	371,100	
57	220,800	268,000	336,200	386,900	407,600	443,000	101	286,800	371,500	
58	221,200	268,600	337,800	387,500	408,500	443,800	102	287,100	372,000	
59	221,600	269,200	339,400	388,100	409,400	444,600	103	287,400	372,500	
60	222,000	269,800	341,000	388,700	410,300	445,400	104	287,700	373,000	
61	222,500	270,300	342,600	389,200	411,100	446,300	105	288,000	373,500	
62	222,900	270,900	343,800	389,900	411,900	447,100	106	288,300	374,000	
63	223,300	271,500	345,000	390,600	412,700	447,900	107	288,600	374,500	
64	223,700	272,100	346,200	391,300	413,500	448,700	108	288,900	375,000	
65	224,200	272,600	347,200	391,800	414,100	449,400	109	289,200	375,500	
66	223,200	348,200	392,500	414,900	450,200	451,300	110	289,600	376,000	
67	223,800	349,200	393,200	415,700	451,000	451,300	111	290,000	376,500	
68	224,400	350,200	393,900	416,500	451,800	451,800	112	290,400	377,000	
69	225,000	351,200	394,500	417,100	452,500	452,500	113	290,600	377,500	
70	225,600	352,100	395,200	417,900	453,300	453,300				
71	226,200	353,000	395,900	418,700	454,100	454,100				
72	226,800	353,900	396,600	419,500	454,900	454,900				
73	227,200	354,800	397,100	420,100	455,600	455,600				
74	227,600	355,500	397,800	420,900	456,400	456,400				
75	228,000	356,200	398,500	421,700	457,200	457,200				
76	228,400	356,900	399,200	422,500	458,000	458,000				
77	228,700	357,400	399,800	423,100	458,700	458,700				
78	229,100	358,000	400,500							
79	229,500	358,600	401,200							
80	230,000	359,200	401,900							
81	230,200	359,800	402,500							
82	230,600	360,500	403,200							
83	231,000	361,200	403,900							
84	231,400	361,900	404,600							

備考 この表は、速記に從事する国会職員で、同議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一種関係)

職員 の区分	職務 の級	議院警察職給料表(第一種関係)						45
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
1	1	156,400	197,900	238,100	293,100	324,900	349,700	239,500
2	2	158,300	199,900	239,900	295,400	327,300	352,000	276,400
3	3	160,200	201,900	241,700	297,700	329,700	354,300	278,600
4	4	162,100	203,900	243,500	300,000	332,100	356,600	241,100
5	5	164,000	205,900	245,400	302,300	334,300	358,700	242,700
6	6	165,900	207,900	247,300	304,600	336,600	360,900	245,500
7	7	167,800	209,900	249,200	306,900	338,900	363,100	247,300
8	8	169,700	211,900	251,100	309,200	341,200	365,300	249,100
9	9	171,500	214,000	253,800	311,400	343,600	367,500	250,700
10	10	173,300	215,800	254,700	313,600	345,900	369,700	252,200
11	11	175,100	217,600	256,600	315,800	348,200	371,900	253,800
12	12	176,900	219,400	258,500	318,000	350,500	374,100	255,400
13	13	178,700	221,300	260,300	320,300	352,700	376,300	257,000
14	14	181,000	223,200	262,000	322,600	354,900	378,500	264,700
15	15	183,300	225,100	263,800	324,900	357,100	380,700	266,500
16	16	185,600	227,000	265,400	327,200	359,300	382,900	268,300
17	17	187,800	228,700	267,000	329,400	361,600	385,000	271,700
18	18	190,300	230,600	269,000	331,700	363,800	387,200	273,400
19	19	192,800	232,500	271,000	334,000	366,000	389,400	275,100
20	20	195,300	234,400	273,000	336,300	368,200	391,600	276,800
再任用職員以外の職員								
21	21	197,700	236,200	274,900	338,600	370,300	393,800	69
22	22	199,500	237,800	277,000	340,800	372,400	396,000	70
23	23	201,300	239,400	279,100	343,000	374,500	398,200	71
24	24	203,100	241,000	281,200	345,200	376,600	400,400	72
25	25	205,000	242,700	283,100	347,300	378,700	402,500	73
26	26	206,900	244,400	285,400	349,500	380,900	404,700	74
27	27	208,800	246,100	287,700	351,700	383,100	406,900	75
28	28	210,700	247,800	290,000	353,900	385,300	409,100	76
29	29	212,400	249,400	292,400	356,000	387,600	411,400	77
30	30	214,200	251,100	294,400	358,200	389,700	413,500	78
31	31	216,000	252,800	296,400	360,400	391,800	415,600	79
32	32	217,800	254,500	298,400	362,600	393,900	417,700	80
33	33	219,500	256,000	300,300	364,600	396,100	419,700	81
34	34	221,200	257,700	302,300	366,700	398,200	421,500	82
35	35	222,900	259,400	304,300	368,800	400,300	423,500	83
36	36	224,600	261,100	306,300	370,900	402,400	425,100	84
37	37	226,200	262,600	308,200	373,000	404,300	427,000	85
38	38	228,000	264,200	310,300	375,200	406,100	428,800	86
39	39	229,800	265,800	312,400	377,400	408,300	430,600	87
40	40	231,600	267,400	314,500	379,600	410,300	432,400	88
41	41	233,200	269,100	316,400	381,600	412,100	434,300	89
42	42	234,800	270,900	318,500	383,700	413,700	435,000	90
43	43	236,400	272,700	320,600	385,800	415,300	437,700	91
44	44	238,000	274,500	322,700	387,900	416,900	439,400	92

両任用職員	252,500	257,700	289,500	315,300	333,700	361,300
141	363,800					
142	364,300					
143	364,800					
144	365,300					
145	365,600					
146	366,100					
147	366,600					
148	367,100					
149	367,400					
150	367,900					
151	368,400					
152	368,900					
153	369,200					

備考 この表は、議院審査に從事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

93	314,500	358,300	401,700	439,300		
94	316,000	359,300	402,300			
95	317,500	361,300	402,900			
96	319,000	362,300	403,500			
97	320,500	364,300	404,200			
98	322,000	365,300	404,800			
99	323,500	366,300	405,400			
100	325,000	367,300	406,000			
101	326,300	369,300	406,600			
102	327,700	370,300	407,100			
103	329,100	371,300	407,600			
104	330,500	372,300	408,100			
105	332,000	373,300	408,700			
106	333,400	374,300	409,200			
107	334,800	375,300	409,700			
108	336,200	375,600	410,200			
109	337,700	376,300	410,800			
110	339,000	376,900	411,300			
111	340,300	377,500	411,800			
112	341,600	378,100	412,300			
113	342,800	378,700	412,600			
114	343,900	379,300	413,100			
115	345,000	379,900	413,600			
116	346,100	380,500	414,100			
117	347,300	381,000	414,400			
118	348,300	381,600	414,900			
119	349,300	382,200	415,400			
120	350,300	382,800	415,900			
121	351,400	383,200	416,200			
122	352,400	383,700	416,700			
123	353,400	384,200	417,200			
124	354,400	384,700	417,700			
125	355,500	385,300	418,000			
126	356,100	385,800				
127	356,700	386,300				
128	357,300	386,800				
129	357,800	387,100				
130	358,300	387,500				
131	358,800	388,100				
132	359,300	388,600				
133	359,800	388,900				
134	360,300	389,400				
135	360,800	389,900				
136	361,300	390,400				
137	361,800	390,700				
138	362,300	391,200				
139	362,800	391,700				
140	363,300	392,200				

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十七年 月 日から施行する。

第二条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の施行日ににおける給料月額の切替え等)

第三条 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超えて定める。

第四条 施行日前に職務の級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるに準ずる国会職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会職員が受けている号給等の基礎)

第五条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第一条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定。附則第十条において「平成十一年改正規程」という。附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。

(平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

第六条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の三

第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで又は第十四条の規定にかかわらず、これらの規定(同規程第十四条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第五条の規定を除く。)により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(両議院の議長が協議して定めた者であつた者から引き続き新たに国会職員であつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに国会職員となつた者(同年四月一日に在職していた国会職員で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。)にあつては、その新たに国会職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日))において国会職員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(国会職員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間の他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

三 平成十七年七月に支給された国会特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

四 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間ににおいて一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第九十五号)附則第五条の規定の適用を受けた者その他両議院の議長が協議して定めた者は「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定めた者であつた者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される国会職員(次条に規定する国会職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職給料表の適用を受けた国会職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号給とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される国会職員(次条に規定する国会職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号給とする。

3 切替日の前日において指定職給料表の適用を受けた国会職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第四の新号給欄に定める号給とする。

4 第八条 切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の切替日における号給は、両議院の議長が協議して定める。

5 第九条 切替日前の異動者の号給の調整

第六条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた国会職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とあるのは「第一号に掲げる額及び当該両議院の議長が協議して定める額の合計額」とする。

(特定の職務の級の切替え)

第七条 切替日の前日において国会職員の給与等に関する規程第七条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間の他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数を乗じて得た額

第八条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程又は附則第十一条の規定による改正前の平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第九条 附則第六条から前条までの規定の適用を受けていた国会職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する国会職員を除き、旧級、切替日の給料の適用を受けていた国会職員の切替日における号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(両議院の議長が協議して定める期間にあつては、両議院の議長が協議して定める

10 第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する国会職員が属していた職務の級及びその者が受けている号給又は給料月額は、第二条の規定による改正前の平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた給料月額に達しないこととなる国会職員(特別給料表の適用を受ける国会職員各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。

べ。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く)で、当該国会職員として受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる国会職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員(前二項に規定する国会職員を除く。)について、前二項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けないじとなつた国会職員について、任用の事情等を考慮して前三項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められるときは、当該国会職員には、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第五条 前条第二項の規定による給料を支給される国会職員(同条第二項又は第四項の規定による同条第二項の規定に準じて給料を支給される国会職員を含む。)に地域手当を支給する場合には、当該手当の月額は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条第一項の規定にかかるはず、給料月額と前条の規定による給料の額との合計額に百分の十二を乗じて得た額とする。

第六条 附則第十一条の規定による給料を支給される国会職員に関する国会職員の給与等に関する規程第七条の三第五項(同規程第七条の四第四項において準用する場合を含む。)及び第七条の五第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と国会職員の給与等に関する規程の一部を改正す

る規程(平成十七年 月 日両院議長決定)附則第十一条の規定による給料の額との合計額」とする。

(平成二十二年三月三十一日までの間ににおける国会職員の給与等に関する規程の適用に関する特例)

第十四条 平成二十二年三月三十一日までの間ににおける次の表の上欄に掲げる国会職員の給与等に関する規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第九項	四号給	一一号給	一二号給	三号給	一一号給	四号給	一一号給	三号給	一一号給	四号給	一一号給
第一条第十項											

行政職給料表(一)	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級
行政職給料表(二)	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級
速記職給料表	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	15級
議院警察職給料表	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	15級

附則別表第一 職務の級の切替表(附則第六条関係)

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

第十五条 第二条の規定による改正前の国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項に定める国会職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万五千三百円を超える三千七千八百円以下であるものに対する国会職員の給与等に関する規程第十五条第一項の規定の適用について、当該国会職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

(両院議長協議決定の委任)

(国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第十六条 附則第二条からの前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十七条 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十年十月九日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

附則中第八項の前の見出し並びに同項及び第九項を削り、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とする。

附則別表第一 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級に二の職務の級が複数されている職務の級である国会職員以外の国会職員の号給の切替表(附則第七条関係)

旧号給	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月末満	3	1	5	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	1	6	1	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	1	7	1	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	1	8	1	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	9	1	1	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月末満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月末満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月末満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月末満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	30	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月末満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

□ 行政職給料表(-)の適用を受ける国会議員の新月給

出 会 級	日 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		経過期間	経過期間	経過期間	経過期間	経過期間	経過期間
22	3月未満	85	65	89	77	73	
	3月以上6月末満	86	65	90	78	74	
	6月以上9月末満	87	66	91	79	75	
	9月以上12月末満	88	66	92	80	76	
	12月以上	89	67	93	81	77	
23	3月末満	89	67	93	81	77	
	3月以上6月末満	90	67	94	82		
	6月以上9月末満	91	68	95	83		
	9月以上12月末満	92	68	96	84		
	12月以上	93	69	97	85		
24	3月末満	93	69	97	85		
	3月以上6月末満	94	70	98	86		
	6月以上9月末満	95	71	99	87		
	9月以上12月末満	96	72	100	88		
	12月以上	97	73	101	89		
25	3月末満	97	73	101			
	3月以上6月末満	98	73	102			
	6月以上9月末満	99	74	103			
	9月以上12月末満	100	74	104			
	12月以上	101	75	105			
26	3月末満	101	75	105			
	3月以上6月末満	102	75	106			
	6月以上9月末満	103	76	107			
	9月以上12月末満	104	76	108			
	12月以上	105	77	109			
27	3月末満	105	77				
	3月以上6月末満	106	78				
	6月以上9月末満	107	79				
	9月以上12月末満	108	80				
	12月以上	109	81				
28	3月末満	109	81				
	3月以上6月末満	110	82				
	6月以上9月末満	111	83				
	9月以上12月末満	112	84				
	12月以上	113	85				
29	3月末満	113					
	3月以上6月末満	114					
	6月以上9月末満	115					
	9月以上12月末満	116					
	12月以上	117					
30	3月末満	117					
	3月以上6月末満	118					
	6月以上9月末満	119					
	9月以上12月末満	120					
	12月以上	121					
31	3月末満	121					
	3月以上6月末満	122					
	6月以上9月末満	123					
	9月以上12月末満	124					
	12月以上	125					
32	3月末満	125					
	3月以上6月末満	125					
	6月以上9月末満	125					
	9月以上12月末満	125					
	12月以上	125					
9	3月末満	126					
	3月以上6月末満	126					
	6月以上9月末満	126					
	9月以上12月末満	127					
	12月以上	128					
10	3月末満	128					
	3月以上6月末満	128					
	6月以上9月末満	128					
	9月以上12月末満	128					
	12月以上	129					
11	3月末満	129					
	3月以上6月末満	129					
	6月以上9月末満	129					
	9月以上12月末満	129					
	12月以上	129					

	3月未滿	41	41	37	49	29	25	
	3月以上 6月末滿	42	42	38	50	30	26	
12	6月以上 9月末滿	43	43	39	51	31	27	
	9月以上 12月末滿	44	44	40	52	32	28	
	12月以上	45	45	41	53	33	29	
	3月未滿	45	45	41	53	33	29	
	3月以上 6月末滿	46	46	42	54	34	30	
13	6月以上 9月末滿	47	47	43	55	35	31	
	9月以上 12月末滿	48	48	44	56	36	32	
	12月以上	49	49	45	57	37	33	
	3月未滿	49	49	45	57	37	33	
	3月以上 6月末滿	50	50	46	58	38	34	
14	6月以上 9月末滿	51	51	47	59	39	35	
	9月以上 12月末滿	52	52	48	60	40	36	
	12月以上	53	53	49	61	41	37	
	3月未滿	53	53	49	61	41	37	
	3月以上 6月末滿	54	54	50	62	42	38	
15	6月以上 9月末滿	55	55	51	63	43	39	
	9月以上 12月末滿	56	56	52	64	44	40	
	12月以上	57	57	53	65	45	41	
	3月未滿	57	57	53	65	45	41	
	3月以上 6月末滿	58	58	54	66	46	42	
16	6月以上 9月末滿	59	59	55	67	47	43	
	9月以上 12月末滿	60	60	56	68	48	44	
	12月以上	61	61	57	69	49	45	
	3月未滿	61	61	57	69	49	45	
	3月以上 6月末滿	62	62	58	70	50	46	
17	6月以上 9月末滿	63	63	59	71	51	47	
	9月以上 12月末滿	64	64	60	72	52	48	
	12月以上	65	65	61	73	53	49	
	3月未滿	65	65	61	73	53	49	
	3月以上 6月末滿	66	66	62	74	54	50	
18	6月以上 9月末滿	67	67	63	75	55	51	
	9月以上 12月末滿	68	68	64	76	56	52	
	12月以上	69	69	65	77	57	53	
	3月未滿	69	69	65	77	57	53	
	3月以上 6月末滿	70	70	65	78	58	54	
19	6月以上 9月末滿	71	71	66	79	59	55	
	9月以上 12月末滿	72	72	66	80	60	56	
	12月以上	73	73	67	81	61	57	
	3月未滿	73	73	67	81	61	57	
	3月以上 6月末滿	74	74	67	82	62	58	
20	6月以上 9月末滿	75	75	68	83	63	59	
	9月以上 12月末滿	76	76	68	84	64	60	
	12月以上	77	77	69	85	65	61	
	3月未滿	77	77	69	85	65	61	
	3月以上 6月末滿	78	78	70	86	66	62	
21	6月以上 9月末滿	79	79	71	87	67	63	
	9月以上 12月末滿	80	80	72	88	68	64	
	12月以上	81	81	73	89	69	65	
	3月未滿	81	81	73	89	69	65	
	3月以上 6月末滿	82	82	73	90	70	66	
22	6月以上 9月末滿	83	83	74	91	71	67	
	9月以上 12月末滿	84	84	74	92	72	68	
	12月以上	85	85	75	93	73	69	

	3月未滿	85	85	75	93	73	69	
	3月以上 6月末滿	86	86	75	94	74	69	
23	6月以上 9月末滿	87	87	76	95	75	69	
	9月以上 12月末滿	88	88	76	96	76	69	
	12月以上	89	89	77	97	77	77	
	3月未滿	89	89	77	97	77	77	
	3月以上 6月末滿	90	90	77	98	78	78	
24	6月以上 9月末滿	91	91	78	99	79	79	
	9月以上 12月末滿	92	92	78	100	80	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	81	
	3月未滿	97	97	81	105	85	85	
	3月以上 6月末滿	98	98	82	106	86	86	
25	6月以上 9月末滿	95	95	80	103	83	83	
	9月以上 12月末滿	96	96	80	104	84	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	85	
	3月未滿	97	97	81	105	85	85	
	3月以上 6月末滿	98	98	82	106	86	86	
26	6月以上 9月末滿	99	99	83	107	87	87	
	9月以上 12月末滿	100	100	84	108	88	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	89	
	3月未滿	101	101	85	109	89	89	
	3月以上 6月末滿	102	102	85	110	90	90	
27	6月以上 9月末滿	103	103	86	111	91	91	
	9月以上 12月末滿	104	104	86	112	92	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	93	
	3月未滿	105	105	87	113	93	93	
	3月以上 6月末滿	106	106	87	114	94	94	
28	6月以上 9月末滿	107	107	88	115	95	95	
	9月以上 12月末滿	108	108	88	116	96	96	
	12月以上	109	109	89	117	97	97	
	3月未滿	109	109	89	117	97	97	
	3月以上 6月末滿	110	110	90	118	98	98	
29	6月以上 9月末滿	111	111	91	119	99	99	
	9月以上 12月末滿	112	112	92	120	100	100	
	12月以上	113	113	93	121	101	101	
	3月未滿	113	113	93	121	101	101	
	3月以上 6月末滿	114	114	93	122	102	102	
30	6月以上 9月末滿	115	115	94	123	103	103	
	9月以上 12月末滿	116	116	94	124	104	104	
	12月以上	117	117	95	125	105	105	
	3月未滿	117	117	95	125	105	105	
	3月以上 6月末滿	118	118	95	126	106	106	
31	6月以上 9月末滿	119	119	96	127	107	107	
	9月以上 12月末滿	120	120	96	128	108	108	
	12月以上	121	121	97	129	109	109	
	3月未滿	121	121	97	129	109	109	
	3月以上 6月末滿	121	121	97	129	109	109	
32	6月以上 9月末滿	121	121	123	131	111	111	
	9月以上 12月末滿	121	121	124	132	112	112	
	12月以上	121	121	125	133	113	113	
	3月未滿	121	121	125	133	113	113	
	3月以上 6月末滿	121	121	126	134	114	114	
33	6月以上 9月末滿	121	121	127	135	115	115	
	9月以上 12月末滿	121	121	128	136	116	116	
	12月以上	121	121	129	137	117	117	

八、速記給料表の適用を受ける国会職員の新号給								
旧号給	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
3月末満	3月未満	1	1	17	1	1	1	1
3月以上6月末満	3月未満	2	2	18	2	2	2	2
6月以上9月末満	3月未満	3	3	19	3	3	3	3
9月以上12月末満	4	4	20	4	4	4	4	4
12月以上	12月未満	5	5	21	5	5	5	5
3月末満	1	13	5	21	5	5	5	5
3月以上6月末満	2	14	6	22	6	6	6	6
6月以上9月末満	3	15	7	23	7	7	7	7
9月以上12月末満	4	16	8	24	8	8	8	8
12月以上	5	17	9	25	9	9	9	9
3月末満	5	17	9	25	9	9	9	9
3月以上6月末満	6	18	10	26	10	10	10	10
6月以上9月末満	7	19	11	27	11	11	11	11
9月以上12月末満	8	20	12	28	12	12	12	12
12月以上	9	21	13	29	13	13	13	13
3月末満	9	21	13	29	13	13	13	13
3月以上6月末満	10	22	14	30	14	14	14	14
6月以上9月末満	11	23	15	31	15	15	15	15
9月以上12月末満	12	24	16	32	16	16	16	16
12月以上	13	25	17	33	17	17	17	17
3月末満	13	25	17	33	17	17	17	17
3月以上6月末満	14	26	18	34	18	18	18	18
6月以上9月末満	15	27	19	35	19	19	19	19
9月以上12月末満	16	28	20	36	20	20	20	20
12月以上	17	29	21	37	21	21	21	21
3月末満	17	29	21	37	21	21	21	21
3月以上6月末満	17	30	22	38	22	22	22	22
6月以上9月末満	17	31	23	39	23	23	23	23
9月以上12月末満	18	32	24	40	24	24	24	24
12月以上	18	33	25	41	25	25	25	25
3月末満	18	33	25	41	25	25	25	25
3月以上6月末満	18	34	26	42	26	26	26	26
6月以上9月末満	19	35	27	43	27	27	27	27
9月以上12月末満	19	36	28	44	28	28	28	28
12月以上	19	37	29	45	29	29	29	29
3月末満	19	37	29	45	29	29	29	29
3月以上6月末満	20	38	30	46	30	30	30	30
6月以上9月末満	20	39	31	47	31	31	31	31
9月以上12月末満	20	40	32	48	32	32	32	32
12月以上	21	41	33	49	33	33	33	33
3月末満	21	41	33	49	33	33	33	33
3月以上6月末満	21	42	34	50	34	34	34	34
6月以上9月末満	22	43	35	51	35	35	35	35
9月以上12月末満	22	44	36	52	36	36	36	36
12月以上	23	45	37	53	37	37	37	37
3月末満	23	45	37	53	37	37	37	37
3月以上6月末満	23	46	38	54	38	38	38	38
6月以上9月末満	24	47	39	55	39	39	39	39
9月以上12月末満	24	48	40	56	40	40	40	40
12月以上	25	49	41	57	41	41	41	41
3月末満	25	49	41	57	41	41	41	41
3月以上6月末満	25	50	42	58	42	42	42	42
6月以上9月末満	25	51	43	59	43	43	43	43
9月以上12月末満	25	52	44	60	44	44	44	44
12月以上	53	45	61	45	45	45	45	45

二 議院警察職給料表の適用を受ける国会職員の新号給

旧号給 経過期間	日 級	議院警察職給料表の適用を受ける国会職員の新号給						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
3月未満		89	75	105		77		
3月以上6月末満		90	75	105		77		
6月以上9月末満		91	76	107		77		
9月以上12月末満		92	76	108		77		
12月以上		93	77	109		77		
3月末満		93	77	109		77		
3月以上6月末満		94	78					
6月以上9月末満		95	79					
9月以上12月末満		96	80					
12月以上		97	81					
3月末満		97	81					
3月以上6月末満		98	82					
6月以上9月末満		99	83					
9月以上12月末満		100	84					
12月以上		101	85					
3月末満		101	85					
3月以上6月末満		102	86					
6月以上9月末満		103	87					
9月以上12月末満		104	88					
12月以上		105	89					
3月末満		105	89					
3月以上6月末満		106	90					
6月以上9月末満		107	91					
9月以上12月末満		108	92					
12月以上		109	93					
3月末満		109	93					
3月以上6月末満		110						
6月以上9月末満		111						
9月以上12月末満		112						
12月以上		113						
3月末満		113						
3月以上6月末満		114						
6月以上9月末満		115						
9月以上12月末満		116						
12月以上		117						
3月末満		117						
3月以上6月末満		118						
6月以上9月末満		119						
9月以上12月末満		120						
12月以上		121						
3月末満		121						
3月以上6月末満		122						
6月以上9月末満		123						
9月以上12月末満		124						
12月以上		125						
3月末満		125						
3月以上6月末満		126						
6月以上9月末満		127						
9月以上12月末満		128						
12月以上		129						
3月末満		129						
3月以上6月末満		130						
6月以上9月末満		131						
9月以上12月末満		132						
12月以上		133						
3月末満		133						
3月以上6月末満		134						
6月以上9月末満		135						
9月以上12月末満		136						
12月以上		137						
3月末満		137						
3月以上6月末満		138						
6月以上9月末満		139						
9月以上12月末満		140						
12月以上		141						

	3月未滿	41	41	41	53	37	33	33	81	77
12	3月以上6月末滿	42	42	42	54	38	34	34	82	78
	6月以上9月末滿	43	43	43	55	39	35	35	83	79
	9月以上12月末滿	44	44	44	56	40	36	36	84	80
	12月以上	45	45	45	57	41	37	37	85	81
	3月末滿	45	45	45	57	41	37	37	87	83
	3月以上6月末滿	46	46	46	58	42	38	38	88	84
13	6月以上9月末滿	47	47	47	59	43	39	39	89	85
	9月以上12月末滿	48	48	48	60	44	40	40	90	86
	12月以上	49	49	49	61	45	41	41	91	87
	3月末滿	49	49	49	61	45	41	41	92	88
	3月以上6月末滿	50	50	50	62	46	42	42	93	89
14	6月以上9月末滿	51	51	51	63	47	43	43	94	90
	9月以上12月末滿	52	52	52	64	48	44	44	95	91
	12月以上	53	53	53	65	49	45	45	96	92
	3月末滿	53	53	53	65	49	45	45	97	93
	3月以上6月末滿	54	54	54	66	50	46	46	98	94
15	6月以上9月末滿	55	55	55	67	51	47	47	99	95
	9月以上12月末滿	56	56	56	68	52	48	48	100	96
	12月以上	57	57	57	69	53	49	49	101	101
	3月末滿	57	57	57	69	53	49	49	101	97
	3月以上6月末滿	58	58	58	70	54	50	50	102	102
16	6月以上9月末滿	59	59	59	71	55	51	51	103	103
	9月以上12月末滿	60	60	60	72	56	52	52	104	104
	12月以上	61	61	61	73	57	53	53	105	105
	3月末滿	61	61	61	73	57	53	53	105	101
	3月以上6月末滿	62	62	62	74	58	54	54	106	106
17	6月以上9月末滿	63	63	63	75	59	55	55	107	103
	9月以上12月末滿	64	64	64	76	60	56	56	108	104
	12月以上	65	65	65	77	61	57	57	109	109
	3月末滿	65	65	65	77	61	57	57	109	109
	3月以上6月末滿	66	66	66	78	62	58	58	110	105
18	6月以上9月末滿	67	67	67	79	63	59	59	110	106
	9月以上12月末滿	68	68	68	80	64	60	60	110	107
	12月以上	69	69	69	81	65	61	61	111	111
	3月末滿	69	69	69	81	65	61	61	111	111
	3月以上6月末滿	70	70	70	82	66	62	62	111	113
19	6月以上9月末滿	71	71	71	83	67	63	63	111	107
	9月以上12月末滿	72	72	72	84	68	64	64	112	110
	12月以上	73	73	73	85	69	65	65	112	112
	3月末滿	73	73	73	85	69	65	65	113	113
	3月以上6月末滿	74	74	74	86	70	66	66	113	117
20	6月以上9月末滿	75	75	75	87	71	67	67	114	118
	9月以上12月末滿	76	76	76	88	72	68	68	115	119
	12月以上	77	77	77	89	73	69	69	116	120
	3月末滿	77	77	77	89	73	69	69	117	121
	3月以上6月末滿	78	78	78	90	74	70	70	117	125
21	6月以上9月末滿	79	79	79	91	75	71	71	118	122
	9月以上12月末滿	80	80	80	92	76	72	72	119	123
	12月以上	81	81	81	93	77	73	73	120	124
	3月末滿	81	81	81	93	77	73	73	121	125
	3月以上6月末滿	82	82	82	94	78	74	74	121	126
22	6月以上9月末滿	83	83	83	95	79	75	75	122	127
	9月以上12月末滿	84	84	84	96	80	76	76	122	128
	12月以上	85	85	85	97	81	77	77	123	129

附則別表第三 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である国会議員の号給の切替表(附則第七条関係)

旧級が行政職給料表(-)の11級である国会議員の新号給

旧号給	経過期間	新級	9級	10級
34	3月未満	123	129	
	3月以上6月末満	123	130	
	6月以上9月末満	124	131	
	9月以上12月末満	124	132	
35	12月以上	124	132	
	3月未満	125	133	
	3月以上6月末満	125	133	
	6月以上9月末満	125	134	
	9月以上12月末満	125	135	
36	12月以上	125	136	
	3月未満	127	137	
	3月以上6月末満	127	137	
	6月以上9月末満	128		
	9月以上12月末満	128		
37	12月以上	129		
	3月未満	129		
	3月以上6月末満	130		
	6月以上9月末満	131		
	9月以上12月末満	132		
38	12月以上	133		
	3月未満	133		
	3月以上6月末満	134		
	6月以上9月末満	135		
	9月以上12月末満	136		
	12月以上	137		

旧号給	経過期間	新級	9級	10級
1	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	1	1	1
	6月以上9月末満	1	1	1
	9月以上12月末満	1	1	1
2	12月以上	1	1	1
	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	1	1	1
	6月以上9月末満	1	1	1
	9月以上12月末満	1	1	1
3	12月以上	1	1	1
	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	1	1	1
	6月以上9月末満	1	1	1
	9月以上12月末満	1	1	1
4	12月以上	1	1	1
	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	1	1	1
	6月以上9月末満	1	1	1
	9月以上12月末満	1	1	1
5	12月以上	1	1	1
	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	1	1	1
	6月以上9月末満	1	1	1
	9月以上12月末満	1	1	1
6	12月以上	1	1	1
	3月未満	1	1	1
	3月以上6月末満	2	1	1
	6月以上9月末満	3	1	1
	9月以上12月末満	4	1	1
7	12月以上	5	1	1
	3月未満	5	1	1
	3月以上6月末満	6	1	1
	6月以上9月末満	7	1	1
	9月以上12月末満	8	1	1
8	12月以上	9	1	1
	3月未満	9	1	1
	3月以上6月末満	10	1	1
	6月以上9月末満	11	1	1
	9月以上12月末満	12	1	1
9	12月以上	13	1	1
	3月未満	13	1	1
	3月以上6月末満	14	1	1
	6月以上9月末満	15	1	1
	9月以上12月末満	16	1	1
10	12月以上	17	1	1

附則別表第四 指定職給料表の適用を受ける国会職員の号給の  
切替表(附則第七条関係)

	3月末滿	17	1
11	3月以上6月末滿	18	1
	6月以上9月末滿	19	1
	9月以上12月末滿	20	1
12	12月以上	21	1
	3月末滿	21	1
	3月以上6月末滿	22	2
12	6月以上9月末滿	23	3
	9月以上12月末滿	24	4
12	12月以上	25	5
	3月末滿	25	5
	3月以上6月末滿	26	6
13	6月以上9月末滿	27	7
	9月以上12月末滿	28	8
13	12月以上	29	9
	3月末滿	29	9
	3月以上6月末滿	30	10
14	6月以上9月末滿	31	11
	9月以上12月末滿	32	12
14	12月以上	33	13
	3月末滿	33	13
	3月以上6月末滿	34	13
15	6月以上9月末滿	35	13
	9月以上12月末滿	36	14
15	12月以上	37	14

旧 号 給	新 号 給
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8



平成十七年十月二十八日印刷

平成十七年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B